

甘日市市公共交通協議会規約の改正について

1 改正の要旨

道路運送法の一部が令和５年１０月１日付けで改正されたことに伴い、協議運賃制度における運賃の協議体制の変更に対応する必要があるため、廿日市市公共交通協議会規約の一部を改正する。

2 改正の内容

道路運送法の改正により、令和５年１０月１日以降に運賃の改定を行う場合は、法定のメンバーで協議し、その結果を公共交通協議会へ報告して運賃の改定を行う必要があるため、協議会に当該運賃について協議を行うワーキンググループを置くことができるよう別紙（案）のとおり改正する。

3 新旧对照表

改正後	改正前
(目的及び設置) 第1条 廿日市市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廿日市市及びその周辺の地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号。<u>以下「運送法」という。</u>）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために廿日市市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 <u>(ワーキンググループ)</u> <u>第15条 会長は、運送法第9条第4項及び同法第9条の3第4項に規定する運賃等について協議するため、必要に応じ協議会にワーキンググループを置くことができる。</u> <u>2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u> (事務局) 第16条 (略)	(目的及び設置) 第1条 廿日市市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廿日市市及びその周辺の地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号_____）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために廿日市市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 <u>(新設)</u> (事務局) 第15条 (略)

(経費の負担) <u>第17条</u> (略) (監査) <u>第18条</u> (略) (財務に関する事項) <u>第19条</u> (略) (協議会が解散した場合の措置) <u>第20条</u> (略) (委任) <u>第21条</u> (略)	(経費の負担) <u>第16条</u> (略) (監査) <u>第17条</u> (略) (財務に関する事項) <u>第18条</u> (略) (協議会が解散した場合の措置) <u>第19条</u> (略) (委任) <u>第20条</u> (略)
---	---

4 施行期日

令和5年10月31日